

議案第15号

八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務のうち八戸地域広域市町村圏計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務を廃止するとともに、規約を別紙のとおり変更する。

平成29年3月2日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務を変更するとともに、関係市町村の出資による権利の放棄等に伴う八戸地域広域ふるさと市町村圏基金の廃止に係る規定の整理のため規約を変更することについて協議するため提案するものである。

八戸地域広域市町村圏事務組合同規約の一部を変更する規約

第1条 八戸地域広域市町村圏事務組合同規約（昭和46年青森県指令第1803号）の一部を次のように変更する。

第12条第2項中「からの出資金」を「が出資金としての権利を放棄した金銭」に、「助成金等」を「助成金」に改める。

第13条を削る。

第14条中「関係市町村からの出資金及び」を削り、同条ただし書を次のように改める。

ただし、青森県の承認を得た場合は、この限りでない。

第14条を第13条とし、第15条及び別表を削る。

第2条 八戸地域広域市町村圏事務組合同規約の一部を次のように変更する。

第3条の表を次のように改める。

1 消防（消防団事務を除く。）に関する事務	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務	
3 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護認定審査会に関する事務	
4 し尿処理施設に関する事務	八戸市、階上町、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）
5 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務	
6 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく事務	

7 浄化槽の清掃を業とする者に関する浄化槽法 (昭和58年法律第43号)の規定に基づく事務	
8 ごみ焼却施設の設置及び管理に関する事務	
9 リサイクルプラザの設置及び管理に関する事務	

第5章を削る。

附 則

- 1 この規約中第1条及び次項の規定は平成29年11月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定の施行の前に行われた八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する青森県からの助成金に相当する額の処分についての青森県の承認は、同条の規定による改正後の八戸地域広域市町村圏事務組合規約第13条ただし書の青森県の承認とみなす。